

1. 教職員の役割

学校は、子どもや保護者にとって極めて身近な機関であり、虐待を早期に発見できるなど様々な利点を有しています。これらの利点を活かしながら、虐待の防止に積極的な役割を果たしていくことが教職員に求められています。以下、その主な役割について述べます。

(1) 虐待の予防

いうまでもなく学校は教育の場です。日常の教育活動において、子どもたちがお互いの人権と個性を尊重し、共に育ち合えるよう十分な配慮を行うことは当然ですが、授業の中でも積極的に虐待問題を取り上げるなど、人権意識の涵養を図ることが求められます。ただし、特に低年齢児の場合、あまりにも直接的な表現を使って虐待や暴力の説明をすることは、いたずらに恐怖心を根づかせたりすることもあり、逆効果となることもあるので注意が必要です。

さらに、子ども自身が暴力などから自らを守るための具体的な知識や技術（スキル）などを教える CAP（子どもへの暴力防止プログラム）などを授業に導入するなどの取り組みが望まれます。

また、最近では幼い頃から乳幼児に接する機会が乏しく、これが子育て不安の一因となっていることが指摘されています。厚生労働省や文部科学省では、小中学生などが乳幼児と触れ合えるための事業（異年齢児交流等事業）や高齢者と触れ合う事業（世代間交流事業）などを積極的に推進していますが、これらの事業は、子どもたちがやがて親となったときに子育て不安に陥らないという意図も含んでいます。虐待予防は、不幸な虐待の連鎖を起こさないためにも、目の前のことだけではなく、長期的視点の中で取り組んでいく必要があります。

さらに、保護者に対しても、PTAなどが主催する研修会などにおいて、虐待に関するテーマを取り上げたり、虐待防止に関するチラシやリーフレットを作成・配布するなどの啓発活動を積極的に展開することも望まれます。

(2) 虐待や要支援家庭の早期発見

学校は、日常的に子どもの様子を観察できる場所にあり、虐待を早期に発見したり、虐待にまでは至っていないものの不適切な養育をしているなどの理由から支援が必要な家庭を早期に発見することが可能です。このため、児童虐待防止法は、学校の教職員などについて、虐待の早期発見に努めるよう規定しています。

次章「早期発見のポイント」で述べるような兆候が見られたら虐待を疑い、同僚や上司に相談するなど、一人で抱え込まないことが大切です。そして、職員会議で役割分担や今後の対応を協議するなど、組織として対応していくようにしましょう。

虐待の場合、対応が遅れると取り返しのつかない事態を招く危険性がありますし、そこ

までいかなくても、援助の時期が遅れば遅れるほど解決が困難になります。虐待は圧倒的に優位な立場にある保護者から無力な子どもに加えられる暴力的支配であり、子どもはマインドコントロールされ、その状況から自ら逃れることができない場合が多いのです。また、虐待を受けている子どもの中には、逆に親に固執したり、かばったりする場合も少なくありませんし、強烈に口止めをされている場合もあります。したがって、学校の教職員は、いたずらに長期間にわたって様子を見たり、経過を観察することに終始したりせず、早目に上司に相談したり、教育委員会や児童相談所に相談するなど、責任を持って保護をするという観点が必要なのです。

(3) 児童相談所等への通告

児童虐待防止法は、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は児童相談所等に通告しなければならないと規定しています。したがって、虐待の疑いのある子どもに気づいた場合、通告するのが教職員の重要な役割となります。第2部「2. 虐待防止制度と学校の役割」で述べたように、虐待の確証がなくても疑いがあれば通告しなければなりません。

通告は、通告先や関係機関とのその後の連携などを考えると、学校という組織として行うのが望ましいので、校長を通じて行うのが一般的ですが、何らかの理由でその手続きがとれない場合は、担任など個人の立場で行うことも可能です。

どんなにひどい虐待を受けていても、子どもは自ら SOS を発することができない場合が少なくありません。心配していても何も改善されないのです。通告という具体的な行為が、子どもの生命や福祉を守る大切なきっかけになることを肝に銘じたいものです。

(4) 機関連帯に基づく援助

虐待を受けた子どもや保護者に主として関わるのは児童相談所や市町村などの通告を受けた機関ですが、学校としても通告後の対応をこれらの機関にすべて任せてしまうのではなく、これらの機関と連携しながら一定の役割を担っていく必要があります。具体的には、次のような取組みが考えられます。

① 児童相談所等への相談を保護者に勧める。

虐待が疑われたり、不適切な養育をしている保護者に気づいた場合、保護者に対し児童相談所などへの相談を促す場合もあります。ただし、保護者の中には、「自分を疑っているのか。自分は虐待などしていない」と逆上したり、児童相談所などへの相談を勧めることにより、学校と保護者の関係が悪化してその後の援助に支障をきたす場合もありますので、慎重な対応が必要になります。学校だけで判断せず、事前に児童相談所などと綿密な打ち合わせを行い、役割分担することが重要です。例えば、学校が保護者に児童相談所での相談を勧める日時や場所を事前に打ち合わせおき、当日は児童相談所職員が打ち合わせどおり学校を訪問、偶然児童相談所職員が他の件で学校に来ているかのように見せかけて、保護者と児童相談所職員を引き合わせるといった連携も考えられます。

② 調査や保護における児童相談所との連携

児童相談所は通告を受けると、必要な情報収集と子どもの安全確認を行います。児童相談所の情報収集過程では、学校が有する情報を正確に伝えるなどの協力を行います。また、子どもの安全確認では、家庭でこれを行うと保護者が子どもに会わせてくれないと考えられる場合には、学校で安全確認を行う場合があります。その際、学校としては、子どもの安全確認や保護がスムーズに行えるとともに、他の子どもたちに気づかれないよう、子どもを別室で観察することもあります。また、子どもに事情を丁寧に説明し、子どもが不安を感じたり混乱しないようにすることも大切な役割といえます。むろんこれらの連携は事前に児童相談所などと綿密に打ち合わせておくことが重要です。

③ 虐待を受けた子どもへの配慮

虐待を受けた子どもは、虐待が原因で身体や情緒、行動面で様々な問題を抱えている場合が少なくありません。また、それまでの劣悪な環境のために著しい情緒不安定の症状を示したり、無表情、無気力になったりします。(詳細は第1部8「虐待は子どもにどのような影響を及ぼすのか」をご覧ください)。さらに、保護者のネグレクトなどにより、衣服や体が汚れていたり、あるいはそれにとまなう異臭がしたりして、これが原因で子どもたち同士の関係性がうまくいかない場合もあります。したがって、児童相談所などの関係機関と連携しながら、子どもが置かれた環境や子どもの心理面を十分理解した対応と配慮が求められますが、詳細は「6. 子どもへの援助の原則」で述べています。

④ 親子分離された子どもへの援助

虐待の危険性が極めて高いと判断された場合は、一時保護や施設に入所などの親子分離の措置がとられます。どんなにひどい虐待を受けていても、家族のもとを離れて見知らぬ施設に入所するのは、子どもにとっては大きな心の痛手となります。これからどんな生活が待っているかわからないという不安もありますが、何よりも、見知らぬところにつれてこられたことに起因して、自分は家族や級友らから見離されたのではないかという不安と絶望感は強いものです。このような子どもへの対応は、直接的には児童相談所職員が行うこととなりますが、教職員が一時保護所や施設を訪ね、子どもに面会して励ましの言葉をかけることは、子どもにとって大きな慰めと安心感となることもあります。しかし、面会のタイミングや面会の仕方などについては、支援プログラムの妨げにならないよう、児童相談所職員と十分に打ち合わせをしておくことが肝要です。

⑤ 虐待防止ネットワークへの参加

虐待は多くの複雑な問題が絡み合って構造化している場合が少なくありません。これを単一の機関だけで解決しようとしても到底不可能といわなければなりません。各機関は固

有の機能をもつ一方、限界も有しているからです。したがって、虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を基盤に、関係機関が共通の認識に立ち、一丸となって取り組んでいくことが不可欠となります。虐待防止ネットワークや要保護児童対策地域協議会については、第 2 部「7. 虐待防止ネットワークとは」で詳しく述べていますが、代表者会議、定例実務者会議、ケース検討会議の 3 層構造であることが望ましいとされており、学校としてもネットワークの一員としてこれらの会議に積極的に参加することが求められます。

代表者会議の参加者に必ずしも学校の関係者が含まれているとは限りませんが、仮に直接的に参画していないにしても、虐待対応における問題点や課題などについて、あるいは具体的なケース検討も含めて職員会議などで十分協議し、学校としての意見を関係諸機関に積極的に伝える努力をしたいものです。

定例実務者会議は、実務者が定期的集い、現在援助が行われている事例を総合的に点検することが活動の柱の一つとされていますが、実務者会議も普通は参加するメンバーが決まっていますので、自分の学校の児童・生徒が検討対象となる場合は、事務局や主任機関に予め現在の状況を伝えるなどの連携を図りたいものです。

ケース検討会議は、必要に応じてケースの担当者が集まり、お互いに保有している情報を共有し合い、援助方針を検討するとともに、役割分担を決める会議で、チームとして援助するうえでの基盤となる重要な会議です。自分の学校の子どもが検討対象となる場合は、要請があれば担任や生徒指導主事、養護教諭などが積極的に会議に出席し、十分な情報交換を行うとともに、援助のあり方についても積極的に発言しましょう。また、援助の実行段階では、主担機関や事務局とは日常的に報告・相談・連絡をしようようにしたいものです。

2. 早期発見のポイントー虐待を疑わせる兆候ー

虐待を受けている子どもには、多くの場合、その兆候を垣間見ることができます。また、他の保護者や子どもから、子ども虐待の兆候について情報を得る場合も想定されます。また、学校現場が虐待の兆候を感じ、早めに区市町村の児童福祉主管課や児童相談所に情報提供し、連携を進めることで、早期に多様な機関が関わることになり、問題が早期発見され、解決に到ることも考えられます。

「子ども虐待対応の手引き」より、一部加筆・修正し、学校現場で子どもと保護者から虐待の可能性が疑われる典型的な兆候を挙げてみました。

子ども虐待を疑わせる兆候

子どもの様子

- ① 不自然に子どもが保護者に密着している
- ② 子どもの反応が乏しく、笑顔が少ない
- ③ 子どもが保護者を怖がっている
- ④ 体重・身長が著しく年齢相応でない
- ⑤ 年齢不相応な性的な興味関心・言動がある
- ⑥ 年齢不相応な行儀の良さなど過度のしつけの影響が見られる
- ⑦ 子どもに無表情・凍りついた凝視があったり、ぼんやりしていることが多かったりする
- ⑧ 子どもと保護者との視線がほとんど合わない
- ⑨ 子どもの言動が乱暴で他者とうまく関われない
- ⑩ 服装の下などの見えない部分をはじめとして、不自然な傷や同じような傷がある
- ⑪ 自分は生まれてこなければよかったというような自己否定の言葉を発する
- ⑫ おやつや給食に対し異常なほどの食欲を示し、何度もおかわりを要求する
- ⑬ 人間や動植物、あるいは物に対しての攻撃性が強く、その理由もはっきりしないことがある
- ⑭ 衣服や身体、髪の毛がいつも不潔である
- ⑮ 何日間も同じ衣服を着ている
- ⑯ 連絡や理由もなく、長期にわたって学校を欠席している
- ⑰ 貧血など栄養失調状態がある

保護者の様子

- ① 子どもが受けた外傷や状況と保護者の説明につじつまが合わない
- ② 保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う
- ③ 「いくら言い聞かせても言うことを聞かない」「反抗的で困る」など子どもに関する否定的な言葉が目立つ
- ④ 保護者が子どもの養育に関して拒否的、あるいは無関心

- ⑤ 絶え間なく子どもを叱る・罵る
- ⑥ 保護者がアルコール・薬物依存症である
- ⑦ 保護者が精神的な問題で診断・治療を受けている
- ⑧ 保護者が医療的な援助に拒否的、あるいは無関心
- ⑨ 保護者に働く意志がない
- ⑩ DV など、夫婦間の関係性が著しく悪い
- ⑪ しつけに偏るなど、極端な養育方針を持っており、他者のアドバイスに耳を貸そうとせず逆に興奮して攻撃性を発揮する。

生活環境

- ① 家庭内が著しく乱れている、あるいは不衛生である
- ② 不自然な転居歴がある
- ③ 家族・子どもの所在がわからなくなる
- ④ 過去に虐待歴がある
- ⑤ 家庭内の著しい不和・対立がある
- ⑥ 経済状態が著しく不安定

日本子ども家庭総合研究所編（2005）「子ども虐待対応の手引き」有斐閣より一部改編

3、虐待が疑われる場合の対応

(1) 学校としてどこまで介入すべきか

① 児童虐待における学校の対応

児童虐待に対する学校の対応としては、①予防、②発見、③通告、④子どもへのケア、⑤保護者への支援、⑥関係機関との連携、などが考えられます。

ここでは②発見から③通告に至る過程において学校が直面する課題と、それに対する対応のあり方について検討します。

② 虐待発見のきっかけ

今回の調査結果のうち、児童虐待を把握した経緯をまとめたのが表 3-3-1 ですが、「子どもの話から」は年齢が上がるにしたがって増えており、子ども自身の話が虐待発見のきっかけになっています。

しかし「身体的状況から」や「子どもの言動から」、「登校(園)状況から」、「保護者の様子から」など、教職員自身が発見する割合も高いことがわかっています。また、その他として「兄弟の話」、「他の保護者の話」、「他の子どもの話」など、外部からの情報で発見される割合も多くなっています。さらに、「他の職員の話」が小学校、中学校とも約7%あることもわかっています。

虐待を早期に発見するには、まず子どもが教職員に話しやすい雰囲気を作り、子ども自身が自ら話ができるようにすることがまず大切になります。概ね3歳以上児になると、ある程度自分のことが言えるようになり、特に信頼関係ができていた担任などに虐待の事実を断片的に訴えることがあります。その際、担任は、驚きの余り、冷静さを欠いた対応をしないように心がけます。具体的には、事実確認を焦るがあまり、つい詰問調になったり、何度も同じことを聞いたり、あるいは怖い顔で子どもを見つめながら質問をしたりといったことのないよう配慮します。子どもが緊張した雰囲気を感じた場合、何か叱られているような錯覚に陥り、二度とその話題には触れないようになってしまいます。ひとたびそうになってしまうと、容易に元には戻らず、虐待の発見を遅らせる結果になるのです。

次に、教職員自身が常に虐待を疑う目を持ち、子どもの状況や保護者の様子を常に観察していくことが重要です。「いつもと子どもの様子が違う」、「説明のつかない外傷がある」、「衣服や身体、髪の毛などが極端に不潔」「登校状況が不安定」「急に学業成績が下がり始めた」などの兆候が見受けられた場合は、虐待の疑いを持つ必要があります。また、理由がはっきりしないまま連絡もなしに長期欠席の状態であるということも、虐待を発見する上での重要な要素です。虐待が激しくなると、多くの場合登校状況が悪化します。虐待を疑われる子どもが長期欠席をしているということは、子どもの安全確認ができていないということでもあるのですから、仮に学校として虐待の確認ができなかったとしてもすぐに対応策を講じる必要があります。

また、きょうだいや他の保護者などからも子どもや家庭に関する情報が入りやすい体制を作

っておくことも忘れてはなりません。

	子どもの話から	身体的状況から	子どもの言動から	登校(園)状況から	保護者の様子から
幼稚園	20.0%	33.7%	26.3%	20.0%	32.6%
小学校	33.0%	44.5%	34.8%	22.5%	21.7%
中学校	46.5%	34.8%	39.6%	26.7%	21.4%

表 3-3-1 虐待発見のきっかけ

出典：才村純他（2006）「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度 厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』

③ 事実の確認

今回の調査で「虐待対応でもっと苦慮していること」として、「虐待かどうかの見極め」をあげている学校は、小学校で 62.5%、中学校で 60.7%あることがわかりました。

②の虐待発見のきっかけがどうであったとしても、たった一つの情報で虐待かどうかを決定することはできません。しかし、子ども本人からどのように話を聞くのか、保護者など家庭にどのように接触するのかが課題になります。

また、先ほどの「苦慮している点」として「プライバシー保護」をあげている学校も小学校では 17.2%、中学校では 16.3%見られました。学校として子どもや保護者のプライバシーを守りながら情報を収集し、事実を確認するのはかなり困難な作業といえます。

これらの課題については、「5. 校内の対応体制と機関連携」「援助のポイント」で具体的に述べていますので参照してください。

④ 学校としてどこまで介入するか

教職員が虐待が疑われる事実を発見した場合は、まず学校内で情報の収集を図る必要があります。一部の学校ではプライバシーの保護の観点から、虐待を疑う事実を一部の教職員だけでとどめ、学校全体の共通課題としないところもあるようです。しかし、それではその子どもに関する情報を集めることはできません。

「虐待が行われている」という判断は様々な情報を総合して行う必要があります。したがって、虐待を確認するためには、「子どもが家庭内で安全であるか」と「保護者が適切に養育を行っているか」の二点から判断する必要があります。

そのために行う子どもや保護者との関わりについては次に詳しく述べますが、結論として学校は、子どもや保護者の話以外は、校内で把握しうる情報から判断するしかありません。そしてそれ以上の情報が必要と判断する場合、つまり学校以外の情報が必要と判断される場合には、市町村に連絡し、要保護児童対策地域協議会の個別事例検討会を開催して、その子どもや家族にかかわる関係者で情報を共有し、判断を行う必要があります。

つまり、学校の介入は、子ども自身と家族に限定し、それ以上のかかわりや情報の収集が必要になったら、市町村や児童相談所などに相談することです。

虐待を疑う場合の対応について、今回の調査では表 3-3-2 のように、幼稚園では「虐待かどうかの見極め」が一番多いのですが、小学校、中学校では「虐待をしている保護者への対応」が一番多く、全体の半数近くになります。

	虐待している保護者への対応	虐待を受けている子どもへの対応	虐待かどうかの見極め
幼稚園	32.2%	14.0%	43.4%
小学校	47.0%	13.7%	29.6%
中学校	46.5%	14.1%	29.0%

表 3-3-2 虐待対応で最も苦慮していること

出典：前掲報告書

このように「虐待が行われている」という判断は様々な情報を総合して行う必要がありますが、その情報を整理する際、「子どもが家庭内で安全であるか」と「保護者が適切に養育を行っているか」の2点から、学校として介入すべきかどうかを判断する必要があります。しかし、虐待は外部からは把握できない複雑さや深刻さを含んでいることもあるので、安易な直接的介入は、かえって事態を悪化させる可能性があります。したがって、直接的に介入をする場合は、基本的に学校単独では行わず、市町村や児童相談所等と綿密な連携をとりながら実施する必要があります。

(2) 子どもへの対応

① 対応の困難さ

今回の調査でも、「対応に苦慮」している事柄のうち「虐待を受けた子どもへの対応」をあげているのは、幼稚園、小学校、中学校とも60%でした。

虐待が疑われる子どもへの対応としては、事実の確認、安全の確保、心身のケアなどがあります。ここでは事実の確認など初期対応について考えることにします。

なお虐待が疑われた場合、教職員のうち誰が担当するかは事例ごとに違いますが、今回の調査では、表 3-3-3 のように小学校、中学校はクラス担任が子どもを担当している教職員が一番多いことが分かりました。

	担任が児童への指導	養護教諭(スクールカウンセラー)が児童への指導	担任以外の教職員が児童への指導	学校(幼稚園)を挙げて保護者や子どもの指導
幼稚園	26.3%	1.1%	10.5%	11.6%
小学校	45.0%	1.4%	6.7%	15.9%
中学校	41.2%	4.8%	11.8%	14.4%

表 3-3-3 学校での対応(子ども向け分)

出典：前掲報告書

② 「虐待を疑っている」ことを伝える

虐待を受けた子どもが、保護者から受けている虐待の事実を尋ねられて否定することはよくあります。そのため虐待を疑う情報が本人の話以外であった場合には、子どもに「虐待の有無」を尋ねた場合、子ども自身が保護者からの虐待行為を否定することは予想されます。

そのため「子どもが虐待を受けていることを否定した」ということは「虐待の事実がない」という結論を保障するものではないことは、十分理解しておく必要があります。

ですから学校の教職員が子どもと話をするときは、虐待の事実確認の前に、『学校は、あなたが家で叩かれたり、ひどい扱いを受けているのではないかと心配している』というような表現を使い、子どもを安心させることが大切です。

③ 「安全であること」を伝える

人は誰でも、自分の安全が保証されない限り本当のことを言うのは困難です。ですから、子どもと話をするときは、子ども自身がリラックスできる雰囲気を作り、担任や養護教諭など顔なじみで安心できる人が話をするような配慮が必要です。

また性的虐待が起こっている、家で叩かれたり怒鳴られたりという辛い状況が続いている場合などには、児童相談所の一時保護所という家庭ではない場所で生活することも可能であることなど、今後の見通しについて説明することが必要な場合もあります。

このように子どもと話をするときは、子ども自身が安全であることを実感できるような配慮が必要になります。

虐待の進行は、いつも緩やかな経過を辿るとは限りません。したがって、仮にそれが疑いのレベルであったとしても、時間的猶予が十分にあるとも言い切れないのです。ですから、学校が虐待への対応について検討する場合、少し神経質に考えるくらいでちょうどよいかも知れません。とにかく保護や介入のタイミングを逃せば、不幸な結果になることもありますので、早い時期に児童相談所や家庭児童相談室等に連絡をして、必要であれば母子分離も含めて、緊急一時保護やショートステイなど、保護の視点で適切な対応を考えるということも視野に入れておく必要があります。

このような時には、保護者や子どもの了解を取らない形での対応も考えられますので、学校は、常日頃から、自分たちの地域にどのような社会資源があるか、連携方法としてどのようなものがあるのかということに気を配っておく必要があるのです。

④ 身体的虐待の場合

身体的虐待の場合は身体に傷やアザがあるため発見は容易ですが、前にも触れたとおり、虐待の事実確認を子どもからの訴えに頼るには限界があります。

そのため、学校としては、まず保健室などで丁寧に傷やあざの手当をします。あまり大きくない傷であっても、丁寧に消毒や手当を行うのは、教職員が子どもの心身を心配していることを具体的に

伝える一番有効な方法だからです。その時には、原因の追究を焦るより、子どもの安心感や信頼感を築くことが大切です。

同時に、学校として『虐待を受けているのではないかと心配している』こと、『虐待が繰り返され、暴力を受けることがなくなるように一緒に考えたい』ことを伝えることが大切です。またそのために傷を写真に撮るなど記録として残すことが必要なことを説明する必要があります。

繰り返しますが、事実の確認より子どもが安心感を持ち、学校側を信頼することが大切です。無理に子どもから聞き出す態度は不適切です。もちろん子どもが話さなかったり否定しても、学校としては子どもが抱えるリスクを正確に把握するように努め、必要であれば、躊躇なく関係機関への通告を行います。

⑤ 性的虐待の場合

性的虐待は、事実の把握が特に困難です。妊娠でもなければ外見からはわからないため、本人の話で発見される例が大半です。そのような場合、子どもは話をする教職員を選んでいられるわけですから、当面はその教職員がその子どもへの対応の担当者となります。そして、本人の辛さを十分に受け止め、安全を保障しながら、子どもが自分から話すことを十分に聞きだすことが大切になります。その時、複数の教職員が話を聞いた方がいいと考えられますが、信頼して打ち明けた教職員が安易に「他の教職員を連れてくる」などと言ってしまうと、それだけで秘密が「公」になってしまうことの恐怖感を子どもが感じてしまうことが多いものです。そういった子どもの気持ちを教職員は配慮したうえで、話を聞く人数や人選を決め、子どもの了解をとりつけることが大切です。

ただ、「今晚家には帰せない」と判断されれば、児童相談所での一時保護が必要になります。そのためには、できるだけ早く児童相談所に連絡を入れる必要があります。また子どもが「家に帰らない」という判断をするためには、児童相談所の役割や、施設からも学校に行けることなどの説明も必要となるでしょう。

ただ、児童相談所で一時保護をするということは、民法上親権者が持つ監護権を行政が優越することになりますので、行政としての判断を行うために、ある程度子どもの話に確実が必要となります。そうすると、「焦らずゆっくりと子どもの話を、子どもが話せる範囲で聞く」という態度と同時に、「事実をきちんと聞く」ことも要求されます。この難しい作業は、早めに児童相談所に連絡して、児童相談所の職員にしてもらう方がいいでしょう。また、このようにできるだけ早めに児童相談所の職員に対応してもらうことは、何度も性的虐待について話をさせられる子どもの苦痛を軽減することにもつながるでしょう。ただ、その際、子どもが信頼する学校の教職員が同席することが是非必要となります。

時には本人が友人に話し、その話が教職員に伝わってきて虐待が判明する場合があります。この場合の対応も基本的には本人が話したことと同様です。ただ、教職員が子ども本人に話を切り出すタイミングや話を聞く教職員を事前に選択することが可能です。その際注意したいのは、担任や学年主任など学校の役割分担で子どもの話を聞く教職員を事務的に決めてしまうと、子ども自身が萎縮したり拒否反応を起こして話をしないかも知れないことです。このため、誰が子どもの話

を聞くかを決定するには慎重な判断が求められます。いずれにしろ、同性の教職員がこれに当たることが原則となります。

もし、本人が否定したとしても、情報をきちんと伝え、いつでも援助できる用意があることを説明する必要があります。そして『とても心配している』ことや『現状を変える方法がある』ことを確実に伝えることが大切です。

家庭で性的虐待を受けている子どもが小学校高学年から家出を繰り返し、性非行になっていく事例が多いことは知られています。そのため妊娠などが発覚した場合、子どもの非行の結果として対応するのか、被害者として対応するのかで、子どもとの信頼関係やその後の援助も随分違ってきます。このことには十分留意が必要となります。

なお、性的虐待の問題に対面した教職員は、児童相談所に通告する前に、虐待していない方の親に伝えるべきかどうか迷うかも知れません。性的虐待の場合、虐待していない方の親が事実を認めようとせず、適切な対応を怠ったり、「おまえが誘惑したのだらう」などと被害児を責めることがあります。もしこのような事態になれば、子どもはさらに深い傷を心に負うことになってしまいますし、学校だけの対応ではどうにもならなくなってしまいます。したがって、学校だけで判断せず、早めに児童相談所などの専門機関につなぎ、連携し合っていくことが何よりも大切です。

⑥ 心理的虐待の場合

心理的虐待は、保護者の状況や子どもの不適応行動から発見される場合が多いように思います。つまり、子どもの行動の原因として把握されるので、子どもにも保護者にも虐待という認識が薄い場合もあります。

例えば、子どもが乱暴であったり落ち着きがない背景に、保護者の言葉の暴力などがあります。そのため、学校として子どもに関わるのは、虐待の被害者という側面と、暴力の加害者や落ち着きに欠ける特別支援の対象という面からかもしれません。また、自傷行為や精神的な不安定さの原因が、保護者の日頃の子どもへの対応に起因している場合もあります。

このように、子どもの言動の背景に家庭での保護者の関わりが大きく影響していますので、子どもには、家庭における保護者の子どもへの対応について詳しく話を聞くと同時に、子どもがその時にどのように感じているかが重要なポイントとなります。

⑦ ネグレクトの場合

学校には、さまざまな家庭環境を背負った児童・生徒がいます。時には、ネグレクトを疑いたくなる程、基本的な生活習慣が崩壊しているケースもありますが、一方でそれがその家庭のライフスタイルであるといったこともあります。ただ、ネグレクトは程度の問題でもあり、どこまでを虐待とするかは個人により認識に差が生じやすい面があります。また、ネグレクトの子どもは多くは幼児期からその家庭で育っているため、自分から違和感を感じることは少ないようです。そのため学校としては、どこまで援助を行うか迷うことが多々あります。

まず、学校としては、身の清潔の確保と栄養の補充を優先する必要があります。「親代わり

を学校がどこまでするか」について悩むことは多いのですが、とりあえず子どもに対しては、清潔や規則正しい生活など、健全な生活の習慣を作る必要があります。また、このことは、子どもが学級内でいじめられることを防ぎ、自己肯定感を失わないようにするためにも必要です。また、高学年の子どもには、自分で自分や家庭のことをきちんとできるように、家事能力を育てるようなかかわりも必要となるでしょう。いずれにしろ、これらの対応を担任だけ行うには限界がありますので、生徒指導主事や養護教諭、スクールカウンセラーなどとの役割分担を図るなど学校を挙げた取組みを行うとともに、市町村の児童福祉主管課や市町村保健センター、児童相談所などの関係機関と連携を図ることが重要です。

(3) 保護者への対応

① 学校と保護者のかかわり

学校は保育所や幼稚園とは異なり、子どもが自分で登校してくるため、学校の教職員が保護者と日常的に接することはあまりありません。この傾向は年齢が上がるに従って強くなり、授業参観や保護者懇談会にも参加しない保護者も多くなります。

一方、保護者の中には学校へのかかわりを続け、PTA や小学校の家庭教育学級活動に参加を続ける人もいます。逆に、何かにつけて文句を言ってくるという形で保護者に出会うこともあります。ただ一般的には、保護者と学校の関係は希薄になっています。

そのため、虐待が疑われる場合、学校として保護者にどのようにかかわるか、またそのきっかけをどのように設けるかは工夫が必要になります。ただ虐待が疑われた場合には、家庭訪問を行い、保護者と十分に話し合うことが、虐待の再発予防にもつながり、また親子関係の改善にも有効です。

学校で虐待が疑われた場合、学校が行う対応のうち、保護者向けの部分について今回の研究を整理したのが表 3-3-4 です。この表から、まずどの機関も担任が保護者対応の中心となっており、次に多いのが「担任以外の教職員」となっています。

	担任が保護者への指導	養護教諭(スクールカウンセラー)が保護者への指導	担任以外の教職員が保護者への指導	学校(幼稚園)を挙げて保護者や子どもの指導
幼稚園	42.1%	0%	29.5%	11.6%
小学校	33.6%	1.6%	14.1%	15.9%
中学校	33.2%	6.4%	18.2%	14.4%

表 3-3-4 学校における保護者への対応

出典：前掲報告書

② 子どもが保護者の加害行為を認めている場合

子どもが保護者からの虐待を訴える場合や、学校が子どもへの虐待を疑い、子どもに確認をした時に子どもの話から保護者の加害行為が明らかになった場合について、ここでは考えます。

学校としては子どもが受けている虐待の危険度や緊急度を検討し、保護者への接触や確認を優先するのか、市町村や児童相談所など虐待対応機関への通告を先に行うのかの判断が必要となります。なぜなら、児童相談所では場合によって子どもの一時保護を先に行ったうえで保護者に連絡をとることもあるからです。子どもの生命にかかわる場合や性的虐待の場合は、このようなケースも多く見られます。なお、保護者の意向とは関わりなく子どもを保護する法的な権限を持つのは児童相談所しかありません。

一方、虐待の程度が緊急保護を必要とするほどではない場合や、子どもの話だけでは虐待の有無を判断できない場合には、保護者面談や家庭訪問などを行い、保護者から話を聞く必要もあります。その際、学校から保護者への働きかける方針を子どもに伝えるとともに、子どもが危険にさらされないような事前の配慮も必要になってきます。ただし、低学年の場合、自分の言ったことで大変なことになったと子ども自身が思い、次から何も言わなくなることもあるため、保護者への働きかけを取って避ける必要のある場合もあります。なお、虐待の危険度や緊急度を判断するには、高度な専門性が求められますし、判断を誤ると取り返しのつかない事態も起こりかねません。したがって、判断に迷うような場合は、必ず児童相談所に通告するようにしましょう。

子どもの学年が保護者面談などで保護者と話をする場合、虐待の有無を最初に単刀直入に「あなたは子どもを虐待していますか」などと確認するのではなく、家庭での子どもの様子や親子関係などを尋ね、情報収集に努めることが最初は大切です。また、その際には、保護者の苦労や日常生活でのストレスなどを聞き、保護者へのいたわりの言葉をかけることは、虐待の原因や背景を理解するうえで重要です。解決に向けた働きかけの糸口にもなります。

しかし、子どもから聞いた話の内容が保護者の話と食い違うことも多いので、いろいろな角度から話を聞いたり、繰り返し尋ねることも必要となります。

逆に、保護者の話の中で明らかに虐待と思われるものがあれば、「それは不適切な方法で、もしかすると虐待の範疇に入るかもしれません」と明確に告げ、虐待行為であることの自覚を促すような働きかけも必要です。

ただ、学校が行う保護者とのかかわりは、虐待行為かどうかの判別ではなく、子どもが家庭の中で安全に生活をし、保護者が適切に子どもを育てていけるように援助することです。

したがって、保護者が学校との関わりを拒否したり、虐待が深刻な場合には、早急に児童相談所などに通告する必要があります。

③ 子どもが虐待を否認している場合

学校が子どもの様子などから虐待を疑うが、子どもに尋ねても虐待を否定する場合があります。学校としては、子どもが虐待を否定したとしてもそれで終了することなく、子ども自身から話を聞く機会を続けると同時に、保護者と接触して家庭での親子の状況を確認

する必要があります。

この場合、保護者の話はより重要になるため、何度も話を聞くことにもなります。また虐待の有無だけに話を集中するのではなく、家庭生活全般に関する話題も必要になります。②と同じように、保護者が抱えるストレスなどに対する共感的な態度も、親子関係の理解と改善に重要です。

話を聞く際には、学校が虐待を疑った事実を突きつけて虐待の有無を確認するような方法ではなく、学校の「疑問や不安」を「心配」として保護者に伝え、不適切な状態が改善できるように協力する姿勢を見せることが大切です。

なお、暴力や性的被害は、加害者が家族ではなく友人や近隣のおとなの場合もあり、加害者を特定することが難しいので、「子どもは言わないが、学校は被害の再発を心配している」と伝えるなど、保護者と協力して子どもを守るという姿勢が必要です。

④ 身体的虐待の場合

身体的虐待は外傷が残ることも多いので発見も比較的容易です。しかし、発見後に保護者に対して、どのような働きかけを行うかは現場でも随分迷います。

また、保護者の中には、子どもへの暴力は認めてもそれをしつくと主張して虐待であることを否定する場合があります。このような場合には、保護者としての愛情や思いについて十分受容することは必要ですが、その行為については虐待と言えることを伝えなければなりません。特に緊急性が高く、児童相談所に通告しなければならない場合は、通告という行為が学校独自の取り組みではなく、法律に基づいた措置であること、学校は法的にその義務があることなどを伝え、単に当事者間の折衝のレベルでないことを十分に理解してもらうようにします。

身体的虐待は年齢が上がるに従って周囲の気づきで発見されることが困難になります。逆に、学齡児で身体的虐待を疑われる事例は、骨折などかなり重度の虐待が行われるか、子ども自身からの話から判明することも多くなります。このため、学校としての虐待の認識を保護者に伝えやすい面もあります。

⑤ 性的虐待の場合

性的虐待が発覚した場合、子どもを一度は家庭から離して児童相談所で一時保護を行い、子ども自身からの詳しい事情確認と同時に心のケアを行い、保護者へは再発防止に向けた関わりを行うのが原則です。そのような事情のため、かかわりの中心は児童相談所になるため、学校が保護者と接触する機会は他の虐待ほど多くありません。

ただ、虐待発見者としての学校の役割は大きいと同時に、保護者が学校に対して、虐待通告への怒りをぶつけてくることもあるかもしれません。その際、保護者への対応が大変難しい場合には、児童相談所などとも十分に話し合っ、脅迫や威力業務妨害などにより警察に連絡して協力を得ることが必要になる場合もあります。

⑥ 心理的虐待の場合

心理的虐待とは、子どもに対する拒絶、怖がらせる、孤立させる、放置し無視する、などです。その結果子どもは自分のことを無価値である、欠点がある、愛されていない、必要とされていないなどと感じます。

心理的虐待を行う保護者は多くの場合、学校のみならず社会一般に対して適切な対人関係が持てない場合が多く、人とのかかわりを拒否したり、無視したり、相手を怖がらせるような行動に出ることもよく見られます。つまり、社会生活での保護者自身の対人行動パターンが子どもに出た場合に、虐待となるのです。この場合、保護者自身が何か問題を抱えている場合も多く見受けられ、保護者がどのように育ってきたかという生育歴にさかのぼる場合もあります。

このように心理的虐待をする保護者への学校の関わりは、確証がもてないことも手伝って、困難であると同時に、保護者自身が他者と安定的で円満な人間関係を作るのが難しいため、学校の対応も当然難しくなります。また、このようなタイプの保護者は、人間関係の距離感をうまく調整することができないため、ちょっとしたアドバイスがきっかけで、学校に対して攻撃的であったり、場合によっては他の保護者を巻き込んで学校の落ち度を指摘しようとしたりします。具体的な場面では、たとえ自分の子どもに対する不適切な関わりがあったとしても、それを認めない、あるいは認めたとしても、「子どもにとって必要だから行っている」とか、「私が悪いのではなく、社会が悪いからだ」といったような傾向が見られ、精神的に極めて不安定な状況が見受けられることがあります。このような場合、担任がひとりで保護者にかかわるのではなく、校長や教頭、生徒指導主事、学年主任など、攻撃が特定の1人に集中しないように、また、保護者側から見ても逃げ道が確保されている状況を作っておくように心がけます。しかし、学校だけで解決を図ろうとしてもなかなかうまくいかないことも多いので、必要に応じ、スクールカウンセラーや児童相談所、臨床心理士等にアドバイスをお願いするなどして、保護者との適切なかかわりを模索することもひとつの方法です。

ただ、どのような保護者であっても、また時として方法は不適切であっても、子どもへの愛情は見られます。そのため、保護者の思いや家庭的な事情については十分了解できることも多いので、主語を明確にしながら話を聞くことが大切になります。そして場合によっては「学校としては…」と、学校の立場を説明することも必要になります。

⑦ ネグレクト

ネグレクトとは養育の放棄や子どもの放任などです。程度によっては虐待といえるかどうかは問題となりますが、子どもが家庭で適切に養育されていない状態はよく見かけます。例えば、風呂に入らず不潔であるとか、食事が十分でなく給食を大量に食べるなどは学校でも気づきやすいため、学校から保護者へ何気なく伝えることはよく行われます。

しかし、ネグレクト家庭では、保護者面談を繰り返し行い、その場では対応の改善を約束しても実施されないことも多いため、保護者への対応に苦慮することも多々見られます。そのため、結果的に学校が子どもの保護者の代わりを行うこととなります。

ネグレクトは、子どもが登校していれば問題が解決するというものではありません。家族の生活時間や衛生観念など生活全体の変化が必要ですから、学校だけで取り組んでも効果は少なく、また長続きしません。関係する機関と連携しながら、長期的な対応が必要になります。また、ネグレクトの状況がひどい場合は、すぐに児童相談所に通告することは前に述べたとおりですが、そのためにも子どもの心身の状況は、客観的に記録をしておくようにします。

⑧ 保護者支援の視点

虐待の背景に保護者自身の精神障害や知的障害、経済的な困窮や保護者自身の生育歴から来る社会不適応など、保護者自身が子どもへの加害者という側面と同時に、社会的な弱者や被害者という側面を持っている場合がよく見られます。

そのため、子どもへの虐待防止を考える場合、学校は当然子どもの福祉と成長の保障を第一義的に考える必要がありますが、もう少し視野を広げて家族全体への援助を行わないと、子どもへの虐待行為は改善しないことはよく知られています。

児童虐待においては、よくネットワークの必要性が強調され、このガイドラインでも他機関との連携についての記述が多いのも、学校だけでは児童虐待を解決することは困難であり、多くの機関や人の協力が必要だからです。その根本の視点は、保護者を含めた家族全体への援助です。

4. 通告について

(1) 通告とは

虐待の多くは家庭という密室の中で行われるため、家庭外の人間にはなかなかうかがい知ることが困難です。それでも、注意深く見ていると、何かサインが観察されることは少なくありません。虐待対応はまず発見することから始まります。

虐待を発見した人は児童相談所や市町村の窓口、福祉事務所などに通告することが国民一般の義務とされています。通告とは、虐待に関する情報をこれらの機関に連絡することです。通告を受けた児童相談所等は、必要な調査を行い、虐待が実際に行われていた、あるいはその可能性があると考えられる場合、今後繰り返されることのないよう必要な援助を実施します。

虐待通告において重要なのは、「疑い」の場合でも早い段階での通告が推奨されている点です。登校・登園した児童に無数のあざがあるが、本当に親にゆるる行為なのかどうかの確証がない、でも子どもの様子がいつもと違う、などという状況に遭遇した場合、疑いがあるというこの段階での通告が必要です。

(2) いつどこに誰が通告するのか

児童福祉法では、発見者の立場や資格などは特定していません。担任や第一発見者が通告する場合もあれば、校長等の組織としての役職、あるいは通告等の役割を振られた職の人が通告する場合も考えられます。いずれにしても保護者に監護させることが不相当だと思われる子どもを発見した人は、誰であっても通告しなければなりません。通告義務は国民一般に課せられているのです。

さらに児童虐待防止法では、学校や幼稚園、保育所や児童館、病院など子どもと日常的に接点のある施設・団体やその職員は、児童虐待を早期に発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならないこと、発見した場合は速やかに通告しなければならないことが規定されています。この早期発見の必要性は、今回の調査で大半の小・中学校教職員が「知っていた」と回答しています（図 3-4-1、図 3-4-2）。

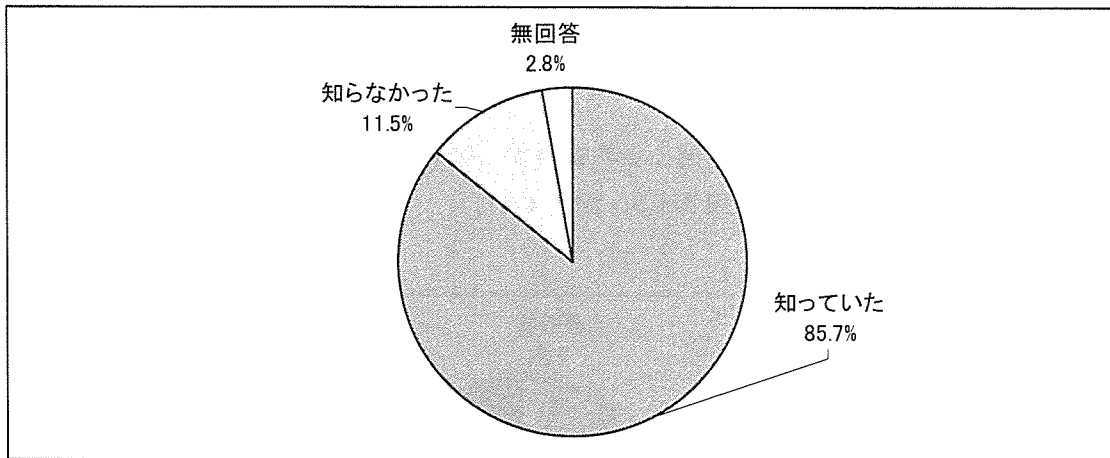


図 3-4-1 小学校教員の虐待対応についての知識

(児童福祉に関係ある機関・職員は虐待の早期発見に努めるべきこと)

出典：才村純他（2006）「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度 厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』

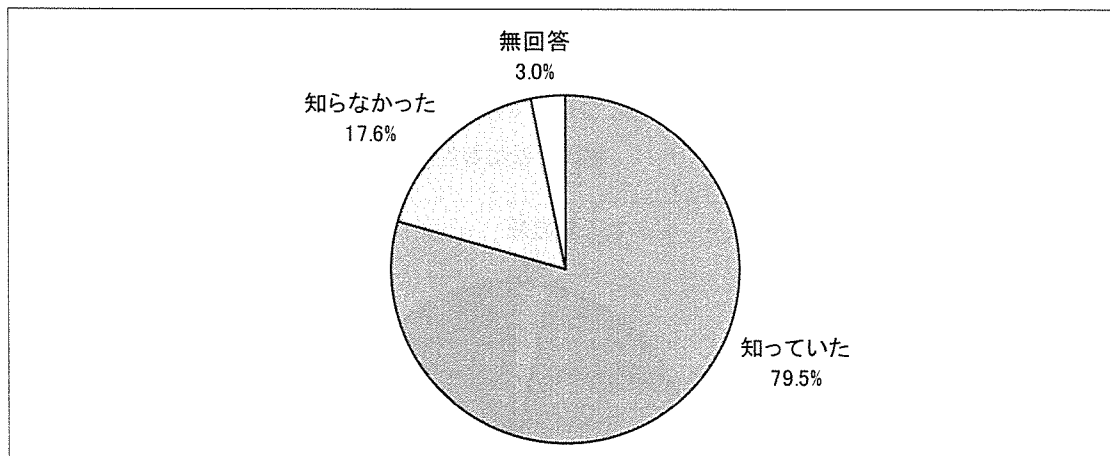


図 3-4-2 中学校教員の虐待対応についての知識

(児童福祉に関係ある機関・職員は虐待の早期発見に努めるべきこと)

出典：前掲報告書

通告先は、直接もしくは児童委員を介して、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所へ行くと児童福祉法に定められています。緊急の場合や、ただちに虐待者の暴力行為を阻止する必要がある場合など、まずは警察に通報することも可能です。

通告というと難しそう、大げさなイメージを抱きがちですが、いわゆる情報提供と考えて差し支えありません。

また、本当に虐待があるのか確証がなくても、「疑い」があれば通告することは可能ですし、「ちょっと気になるのだけれどどうしたらいいか」と相談することも通告に含まれます。

最初から悪意に満ちた根も葉もない誹謗中傷であれば別ですが、通告に基づいて調査した結果、虐待の事実が確認できなかったとしても、名誉毀損などで罪を問われることはありません。

今回の調査では、3分の1を超える教職員が「疑い」の段階で通告できることを「知らなかった」と答えています（図 3-4-3、図 3-4-4）。

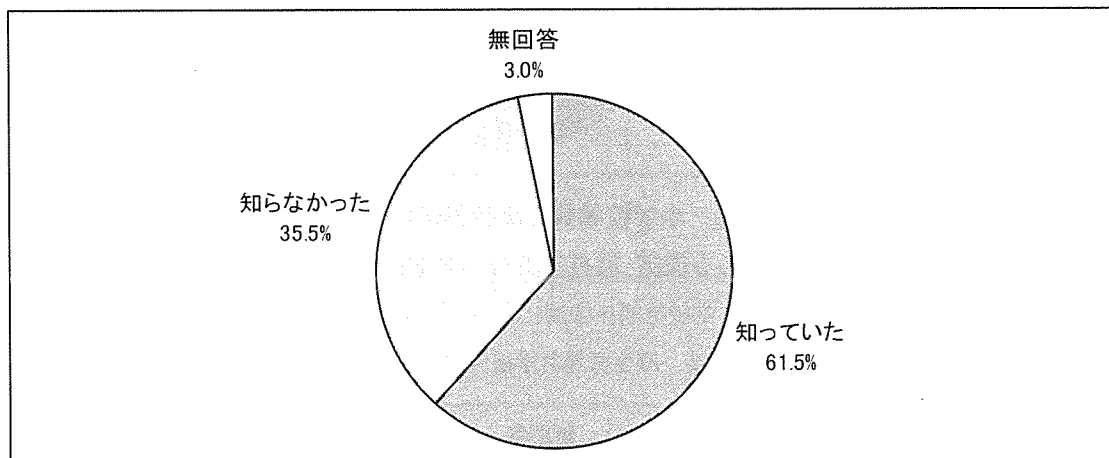


図 3-4-3 小学校教員の虐待対応についての知識（虐待の疑いでも通告ができること）

出典：前掲報告書

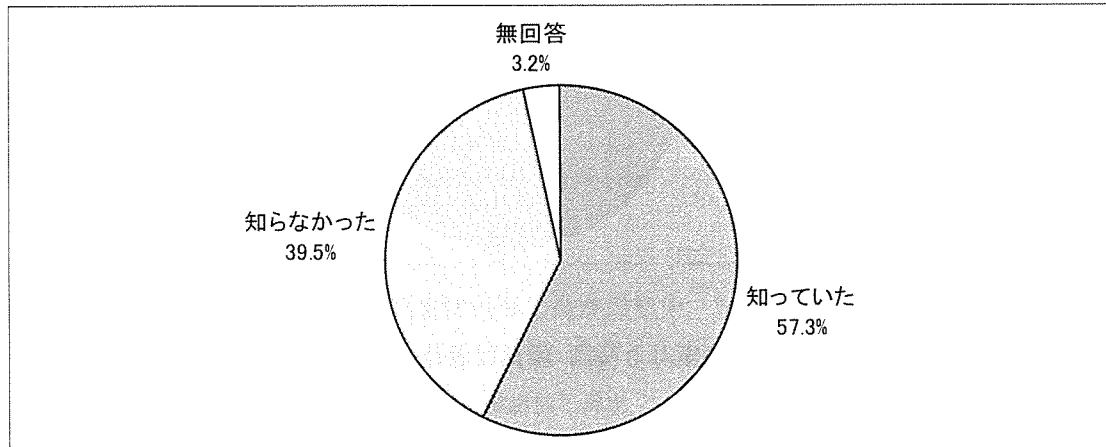


図 3-4-4 中学校教員の虐待対応についての知識（虐待の疑いでも通告ができること）

出典：前掲報告書

通告者の情報については、通告者の了解なしに当事者や第三者に漏れることはありませんし、どうしても身分を明かせない場合は匿名による通告も可能です。組織としては通告するというまでの判断が出なかった場合でも、心配を拭えない担任教諭が個人として通告することもできるのです。またそうした場合、通告者が誰であるかを秘匿しておく必要があれば、その申し出は守られます。今回の調査では、このように秘密が守られることを約